

## 第5次障害者基本計画について

### 1 概要

#### (1) 法的根拠等

障がい者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が定める障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられるもの。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされている。

#### (2) 経過

平成30年3月に定められた「障害者基本計画（第4次）」の計画期間が令和4年度をもって満了することから、国において調査審議が行われ、令和5年3月に本基本計画を閣議決定したものと

#### (3) 対象期間

令和5年度からの5年間

### 2 今回の「基本計画」について

#### (1) 実現を目指すべき社会

障がい者基本法第1条は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的であると規定している。

本計画は、上記の目的の達成だけでなく、以下の社会の実現にも寄与することが期待される。

- ① 「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ② 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と方向性を同じくする、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会
- ③ デジタル技術の活用により、一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無に関わらず多様な幸せが実現できる社会
- ④ 障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

#### (2) 基本的な考え方

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としたうえで、以下の基本的な考え方に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援施策を総合的かつ計画的に実施する。

- ① 地域社会における共生等
- ② 差別の禁止
- ③ 国際的協調

#### (3) 第5次障害者基本計画に関する各分野の基本的な方向

資料4-2を参照